

## 新型コロナウイルス PCR 検査 診療報酬変更のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
このたび、令和3年12月10日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発1210第1号」により下記項目の診療報酬変更のお知らせがありましたのでご案内いたします。

### 記

#### ■適用日 令和3年12月31日(金) より

#### ■変更内容

項目コード	検査項目	検査材料	変更内容	新	現
8199-WB	SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)PCR	鼻咽頭ぬぐい	保険点数	1350点*	1800点
8199-72		唾液			

\* 「SARS-CoV-2 核酸検出検査（委託）」については、激変緩和のための経過措置として、令和3年12月31日から令和4年3月31日まで1350点とし、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和4年4月1日に再度見直しを行い700点となる予定。

\* 上記保険点数は、検査センター等に委託した場合に適用されます。